



町民税
県民税

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

				② 特別徴収義務者指定番号						
揖斐川町長 あて 令和 年 月 日提出	① 申 請 者	住所又は所在地			③ 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係				
		氏名又は名称及び代表者氏名印				氏名				
			法人番号 (個人事業主は記入不要)			電話	内線			
地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。										
④ 申請の日前 6 ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員及び月別の給与の支払額（臨の欄には、臨時雇用者につき記入）	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
			人		円			人		円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
			人		円			人		円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
			人		円			人		円
⑤ 町税の滞納又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由										
⑥ 申請の日前 1 年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無										

申 請 に つ い て の 注 意 事 項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

給与にかかる特別徴収期間	納 期 限
6 月から 11 月までの徴収税額分	12 月 10 日まで
12 月から翌年 5 月までの徴収税額分	翌年 6 月 10 日まで
退職手当等にかかる特別徴収期間	納 期 限
6 月から 11 月までの徴収税額分	12 月 10 日まで
12 月から翌年 5 月までの徴収税額分	翌年 6 月 10 日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が 10 人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届け出なければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたし

ますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように、特にご注意願います。

2. 申請書の書き方

- (1) 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請にかかる事務所等の所在地及び名称並びに特別徴収義務者番号を記入してください。
- (2) 「②」欄には、特別徴収税額の通知書等の指定番号を記入してください。
- (3) 「③」欄には、連絡に便利な係、氏名及び電話番号を記入してください。
- (4) 「④」欄には、申請の日前 6 ヶ月間の給与支払人員及び支給金額を、月別に通常の勤務者と臨時雇用者との区別して記入してください。
- (5) 「⑤」、「⑥」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。